

## 春季における年次有給休暇の取得促進について



### 事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

### 労働者の皆様へ

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。

正社員、パートタイム労働者などの区分に関係なく、以下の要件を満たして全ての労働者に、年次有給休暇は付与されます。

労働基準法において、労働者は

1. 半年間継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば  
年次有給休暇を  
取得することができます。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

⇒ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

## 職場におけるハラスメント対策研修動画を活用しましょう

### さあっ、進もう！ ハラスメントのないあかるい社会へ



厚生労働省では、ハラスメント防止措置やハラスメントに関する効果的・効率的な相談対応や事実確認方法などに関する知識と理解を深めるため、ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」に次の7種類の研修動画を作成し、オンデマンドで配信していますので、社内研修等で活用しましょう。

- I. 職場におけるハラスメント対策（事業主向け）[46:27]
- II. 職場におけるハラスメント対策（相談窓口担当者向け）[37:16]
- III-1. 職場におけるハラスメント対策・基礎知識編（社労士向け）[59:21]
- III-2. 職場におけるハラスメント対策・事例・判例紹介編（社労士向け）[1:11:50]
- III-3. 職場におけるハラスメント対策・取組の意義・周辺知識編（社労士向け）[28:26]
- IV. カスタマーハラスメント対策[34:22]
- V. 就活ハラスメント対策[34:37]

詳しくは、「あかるい職場応援団」ホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/events>

また、「あかるい職場応援団」ホームページでは、管理者、人事労務担当者向けのほかハラスメントでお困りの方への情報も掲載しております。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

**あかるい職場応援団**

研修動画に係るお問い合わせ先

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 電話番号：03(5253)1111

ハラスメントに係るご相談等

青森労働局雇用環境・均等室 電話番号：017(734)4211